



目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意の成立（漁業管理課）	
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
公告	
○土地改良事業の計画変更の適否決定（物部堰井筋土地改良区）（農業基盤課）	1
高知県教育委員会公告	
○高知県立高知公園の指定管理者の募集（教育委員会事務局文化財課）	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部会計課）	2

告 示

高知県告示第611号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
平成24年9月29日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

吉良川町加入区
高知県告示第612号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成20年9月高知県告示第598号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成24年9月28日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示す

る。
平成24年9月29日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

吉良川町加入区
高知県告示第613号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年10月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市黒鳥字文助屋敷884番1から 安芸市黒鳥字文助屋敷855番まで	前	3.8 }	63
	後	6.3 }	63
		8.4	

高知県告示第614号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年10月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年10月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯谷本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町尾生字大モク11番5から 長岡郡大豊町尾生字	前	3.8 }	28
		11.0	
		10.4	

大モク11番6まで	後	}	28
		18.4	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、物部堰井筋土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成24年10月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
(1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
(2) 変更後の定款の写し
- 2 縦覧期間
平成24年10月2日から同月31日まで
- 3 縦覧場所
南国市役所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

教育委員会公告

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。
平成24年9月14日（揭示済）
高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
(1) 施設の名称
高知県立高知公園（以下「高知公園」という。）
(2) 施設の場所
高知市丸ノ内一丁目
(3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 高知公園の駐車場等の利用の許可に関する業務
(2) 高知公園の駐車場等の利用料金の徴収に関する業務
(3) 高知公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を

取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、安全かつ円滑に高知公園を管理運営することができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月内に発行されたものに限る。）

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ アからオまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、平成24年9月14日（金）から同年10月29日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時（平成24年10月29日においては、正午）まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年10月27日午後5時までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成24年9月27日（木）午前9時30分から開催するので、応募をするものは、必ず参加するものとし、参加することについて、7に事前に申し込むこと。

(4) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局文化財課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310701/>）からも入手することができる。

(6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とす

る。

6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と高知公園の管理運営業務に関する協定を締結し、管理運営に係る経費については、当該協定に基づき県が指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先及び募集要項の配布先並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7-52

高知県教育委員会事務局文化財課

電話番号088-821-4761 ファクシミリ番号088-821-4548

電子メールアドレス310701@ken.pref.kochi.lg.jp

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月2日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第29号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

付則第8項第2号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年10月2日

高知県警察本部長 加藤 晃久

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

高知県警察本部通信指令システム 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30

3 落札者を決定した日

平成24年9月10日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号

5 落札金額

月額 12,106,500円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日

平成24年7月6日